

契約締結前の確認事項

口座開設前に、以下の①～⑤を必ずご確認・ご理解いただくようお願い致します。

インターネット取引「オアシス」では、オンライン上で口座開設が出来ます。

インターネットで口座開設の手続きを行う場合、本人確認書類をお客様がご郵送にて頂く以外は、

全て電子データの形でインターネットを通じて岡地株式会社へ送信されます。

そのため面倒な書類のやり取りや、手書きでの署名・捺印の手間はかかりません。

ただし、お客様ご自身に必要な書類をダウンロード、または閲覧して、全てご熟読頂く必要があります。

口座開設のお申込みは、内容全てについてご理解とご同意を頂いたうえでお客様ご自身でお手続きをお願い致します。

① 電子交付サービスについて

受託契約準則において規定されている以下の交付書類を、書面ではなくインターネットで「電子的」に交付を行うサービスを「電子交付サービス」といいます。

※弊社ではPDFにて電子的交付を行います。PDFをご覧頂くためにはiphone・androidの最新バージョンおよびMicrosoft Edgeの最新バージョン、またはAdobe AcrobatReader 6.0以上などが必要です。

(1) 契約に関わる書類

- ・契約締結前交付書面
- ・お取引にかかわる重要事項の確認
- ・契約締結前交付書面について理解の確認、及び、お取引にかかわる重要事項の確認
- ・反社会的勢力でない旨の表明・確約事項
- ・証拠金の一体管理について
- ・約諾書（大阪取引所）
- ・約諾書（東京商品取引所）

(2) 取引に関わる書類

- ・取引報告書
- ・取引残高報告書
- ・保証金受領書兼取引証拠金預り証
- ・損益証明書
- ・適格請求書

(3) その他

- ・指示日・納会日カレンダー
- ・オアシスマニュアル（パソコン版・スマートフォン版）

各種書面の電子交付、ならびに上記に同意し、口座開設を申し込む事に同意いただきますようお願い致します。

同意していただけない場合、口座開設のお申込をお受けできませんのであらかじめご了承ください。

② 契約締結前交付書面について理解の確認、及び、お取引にかかわる重要事項の確認

大阪取引所の商品関連市場デリバティブ並びに東京商品取引所の商品デリバティブ取引は実際の総取引金額で行う現物の取引とは違い、取引の担保金として「証拠金」を預託して行う取引であり、利益や元本は保証されません。

このデリバティブ取引は預託する証拠金等の10倍～70倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅は小さくても総取引金額では大きな額になります。

その結果、相場の変動幅は小さくても、大きな利益又は損失が発生する事があるハイリスク・ハイリターンの取引です。

お客様が預託した証拠金等は相場の変動により短期間に減損するおそれがあり、その変動の幅によっては損失が預託した証拠金を上まわるおそれがあります。

オアシスでは、取引に必要な証拠金(委託者証拠金)は注文を発注する際に必要となります。委託者証拠金は週に1度JSCC(日本証券クリアリング機構)が発表するPSR(プライスキャンレンジ)を参考に当社が決定いたします。

価格変動が著しい場合、JSCC(日本証券クリアリング機構)はプライスキャンレンジの緊急変更を行う場合があります。

その場合、当社は委託者証拠金を緊急変更する事があります。

一日の取引終了後、お持ちの建玉の値洗いがマイナスになる事によって、受入証拠金合計が減少し、不足証拠金が発生する場合があります。不足証拠金が発生した場合、値洗いが良くなっても不足証拠金は解消されないため、建玉を維持するためには翌営業日午前11時までに入金により不足を解消して頂く必要があります。翌営業日午前11時までにお客様ご自身で解消されない場合、当社が任意にお客様の建玉を処分する事となります。この場合の手数料はサービス案内に記載の

「電子取引以外の手数料」になります。

大阪取引所及び東京商品取引所の取引には、サーキットブレーカー制度、及び建玉制限があります。サーキットブレーカー制度によって一時的に取引を停止後、値幅を拡大して取引を再開する事や、また状況によっては複数回可発動する事によりサーキットブレーカー幅が大きく拡大する可能性があります。建玉制限については契約締結前交付書面の中の建玉制限をご覧ください。

同一商品で売り買いの双方の建玉を行った場合、価格変動リスクは固定または限定されますが、決済した際にそれぞれの建玉について手数料がかかりますのでご注意ください。

手数料の金額についてはオアシスサービス案内やホームページをご覧ください。

限月制の商品の場合、納会日が近づくにつれて「現物の受け渡し要因」や「建玉の減少」などの要因によって他の限月よりも価格変動が激しくなる可能性や、そのために納会月割増額の預託が必要となる場合があります。

契約締結前交付書面の内容を熟読し、ご理解いただきますようお願い致します。
ご理解いただけない場合、口座開設のお申込をお受けできませんのであらかじめご了承ください。

③ お取引にかかわる重要事項の確認

下記に該当する場合にはご契約が出来ません。

1. 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
2. 破産者で復権を得ない方や生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
3. 自己資金ではなく借入をして商品デリバティブ取引を行う方
4. 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方

貴方が上記に該当しないという事を、ご確認いただきますようお願い致します。
上記に該当する場合、口座開設のお申込をお受けできませんのであらかじめご了承ください。

④ 商品デリバティブ取引についての注意事項、及び受託契約を締結する目的の確認

商品デリバティブ取引が元本欠損及び元本以上の損失のおそれのある取引であることを理解していただきますようお願いいたします。
ご理解いただけない場合、口座開設のお申込をお受けできませんのであらかじめご了承ください。

⑤ 反社会的勢力でない旨の表明・確約事項

下記を確約しない場合にはご契約が出来ません。

1. 現在又は将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力のいずれにも該当致しません。
2. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力との間で一切の関係を有しません。
3. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計又は威力を用いて貴社の信用を棄損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行いません。
4. これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告無しでこの取引が停止され、又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、その一切を私の責任と致します。

上記1から4についてご確認いただきますようお願い致します。
上記について確約できない場合、口座開設のお申込をお受けできませんのであらかじめご了承ください。